【平成20年7月4日政令第219号改正後】

（上場会社等の子会社の業務執行を決定する機関の決定に係る重要事実）

**第二十九条**　法第百六十六条第二項第五号チに規定する政令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　業務上の提携又は業務上の提携の解消

二　孫会社（子会社が支配する会社として内閣府令で定めるものをいう。次条第六号において同じ。）の異動を伴う株式又は持分の譲渡又は取得

三　固定資産の譲渡又は取得

四　事業の全部又は一部の休止又は廃止

五　破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立て

六　新たな事業の開始

七　預金保険法第七十四条第五項の規定による申出

八　剰余金の配当（法第百六十三条第一項に規定する上場会社等が発行する株式であつて、その剰余金の配当が特定の子会社の剰余金の配当に基づき決定される旨が当該上場会社等の定款で定められた株式についての当該特定の子会社に係るものに限る。）

【平成20年7月4日 政令第219号】 （改正なし）

【平成20年6月27日 政令第211号】 （改正なし）

【平成20年5月21日 政令第180号】 （改正なし）

【平成19年12月27日 政令第392号】 （改正なし）

【平成19年12月14日 政令第373号】 （改正なし）

【平成19年12月7日 政令第357号】 （改正なし）

【平成19年8月3日 政令第233号】 （改正なし）

【平成19年7月13日 政令第208号】 （改正なし）

【平成19年3月28日 政令第71号】 （改正なし）

【平成18年12月8日 政令第377号】 （改正なし）

【平成18年6月23日 政令第222号】 （改正なし）

【平成18年4月19日 政令第174号】

（改正後）

（上場会社等の子会社の業務執行を決定する機関の決定に係る重要事実）

**第二十九条**　法第百六十六条第二項第五号チに規定する政令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　業務上の提携又は業務上の提携の解消

二　孫会社（子会社が支配する会社として内閣府令で定めるものをいう。次条第六号において同じ。）の異動を伴う株式又は持分の譲渡又は取得

三　固定資産の譲渡又は取得

四　　事業の全部又は一部の休止又は廃止

五　破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立て

六　新たな事業の開始

七　預金保険法第七十四条第五項の規定による申出

八　剰余金の配当（法第百六十三条第一項に規定する上場会社等が発行する株式であつて、その剰余金の配当が特定の子会社の剰余金の配当に基づき決定される旨が当該上場会社等の定款で定められた株式についての当該特定の子会社に係るものに限る。）

（改正前）

（上場会社等の子会社の業務執行を決定する機関の決定に係る重要事実）

**第二十九条**　法第百六十六条第二項第五号チに規定する政令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　業務上の提携又は業務上の提携の解消

二　孫会社（子会社が支配する会社として内閣府令で定めるものをいう。次条第六号において同じ。）の異動を伴う株式又は持分の譲渡又は取得

三　固定資産の譲渡又は取得

四　営業又は事業の全部又は一部の休止又は廃止

五　破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立て

六　新たな事業の開始

七　預金保険法第七十四条第五項の規定による申出

八　利益の配当又は商法第二百九十三条ノ五に定める営業年度中の金銭の分配（法第百六十三条第一項に規定する上場会社等が発行する株式であつて、その利益の配当又は金銭の分配が特定の子会社の利益の配当又は商法第二百九十三条ノ五に定める営業年度中の金銭の分配に基づき決定される旨が当該上場会社等の定款で定められた株式についての当該特定の子会社に係るものに限る。）

【平成18年3月10日 政令第33号】 （改正なし）

【平成17年11月30日 政令第355号】 （改正なし）

【平成17年7月29日 政令第269号】 （改正なし）

【平成17年6月29日 政令第230号】 （改正なし）

【平成17年2月16日 政令第19号】 （改正なし）

【平成16年12月28日 政令第429号】 （改正なし）

【平成16年11月12日 政令第354号】 （改正なし）

【平成16年10月20日 政令第318号】

（改正後）

（上場会社等の子会社の業務執行を決定する機関の決定に係る重要事実）

**第二十九条**　法第百六十六条第二項第五号チに規定する政令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　業務上の提携又は業務上の提携の解消

二　孫会社（子会社が支配する会社として内閣府令で定めるものをいう。次条第六号において同じ。）の異動を伴う株式又は持分の譲渡又は取得

三　固定資産の譲渡又は取得

四　営業又は事業の全部又は一部の休止又は廃止

五　破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立て

六　新たな事業の開始

七　預金保険法第七十四条第五項の規定による申出

八　利益の配当又は商法第二百九十三条ノ五に定める営業年度中の金銭の分配（法第百六十三条第一項に規定する上場会社等が発行する株式であつて、その利益の配当又は金銭の分配が特定の子会社の利益の配当又は商法第二百九十三条ノ五に定める営業年度中の金銭の分配に基づき決定される旨が当該上場会社等の定款で定められた株式についての当該特定の子会社に係るものに限る。）

（改正前）

（上場会社等の子会社の業務執行を決定する機関の決定に係る重要事実）

**第二十九条**　法第百六十六条第二項第五号チに規定する政令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　業務上の提携又は業務上の提携の解消

二　孫会社（子会社が支配する会社として内閣府令で定めるものをいう。次条第六号において同じ。）の異動を伴う株式又は持分の譲渡又は取得

三　固定資産の譲渡又は取得

四　営業又は事業の全部又は一部の休止又は廃止

五　破産、再生手続開始又は更生手続開始の申立て

六　新たな事業の開始

七　預金保険法第七十四条第五項の規定による申出

八　利益の配当又は商法第二百九十三条ノ五に定める営業年度中の金銭の分配（法第百六十三条第一項に規定する上場会社等が発行する株式であつて、その利益の配当又は金銭の分配が特定の子会社の利益の配当又は商法第二百九十三条ノ五に定める営業年度中の金銭の分配に基づき決定される旨が当該上場会社等の定款で定められた株式についての当該特定の子会社に係るものに限る。）

【平成16年5月28日 政令第184号】 （改正なし）

【平成16年3月26日 政令第79号】 （改正なし）

【平成16年1月30日 政令第9号】 （改正なし）

【平成15年6月27日 政令第289号】 （改正なし）

【平成15年6月25日 政令第280号】 （改正なし）

【平成15年5月23日 政令第231号】 （改正なし）

【平成15年3月28日 政令第117号】 （改正なし）

【平成15年3月28日 政令第116号】 （改正なし）

【平成14年12月6日 政令第363号】 （改正なし）

【平成14年5月22日 政令第177号】 （改正なし）

【平成14年5月22日 政令第176号】 （改正なし）

【平成14年3月31日 政令第120号】 （改正なし）

【平成14年3月27日 政令第69号】 （改正なし）

【平成14年3月20日 政令第50号】 （改正なし）

【平成14年3月1日 政令第37号】 （改正なし）

【平成13年12月5日 政令第389号】 （改正なし）

【平成13年9月21日 政令第311号】 （改正なし）

【平成13年9月19日 政令第308号】 （改正なし）

【平成13年9月12日 政令第295号】 （改正なし）

【平成13年9月5日 政令第285号】 （改正なし）

【平成13年5月30日 政令第189号】

（改正後）

（上場会社等の子会社の業務執行を決定する機関の決定に係る重要事実）

**第二十九条**　法第百六十六条第二項第五号チに規定する政令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　業務上の提携又は業務上の提携の解消

二　孫会社（子会社が支配する会社として内閣府令で定めるものをいう。次条第六号において同じ。）の異動を伴う株式又は持分の譲渡又は取得

三　固定資産の譲渡又は取得

四　営業又は事業の全部又は一部の休止又は廃止

五　破産、再生手続開始又は更生手続開始の申立て

六　新たな事業の開始

七　預金保険法第七十四条第五項の規定による申出

八　利益の配当又は商法第二百九十三条ノ五に定める営業年度中の金銭の分配（法第百六十三条第一項に規定する上場会社等が発行する株式であつて、その利益の配当又は金銭の分配が特定の子会社の利益の配当又は商法第二百九十三条ノ五に定める営業年度中の金銭の分配に基づき決定される旨が当該上場会社等の定款で定められた株式についての当該特定の子会社に係るものに限る。）

（改正前）

（上場会社等の子会社の業務執行を決定する機関の決定に係る重要事実）

**第二十九条**　法第百六十六条第二項第五号チに規定する政令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　業務上の提携又は業務上の提携の解消

二　孫会社（子会社が支配する会社として内閣府令で定めるものをいう。次条第六号において同じ。）の異動を伴う株式又は持分の譲渡又は取得

三　固定資産の譲渡又は取得

四　営業又は事業の全部又は一部の休止又は廃止

五　破産、再生手続開始又は更生手続開始の申立て

六　新たな事業の開始

七　預金保険法第七十四条第五項の規定による申出

（八　新設）

【平成13年3月30日 政令第135号】 （改正なし）

【平成13年3月16日 政令第51号】 （改正なし）

【平成13年2月9日 政令第28号】

（改正後）

（上場会社等の子会社の業務執行を決定する機関の決定に係る重要事実）

**第二十九条**　法第百六十六条第二項第五号チに規定する政令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　業務上の提携又は業務上の提携の解消

二　孫会社（子会社が支配する会社として内閣府令で定めるものをいう。次条第六号において同じ。）の異動を伴う株式又は持分の譲渡又は取得

三　固定資産の譲渡又は取得

四　営業又は事業の全部又は一部の休止又は廃止

五　破産、再生手続開始又は更生手続開始の申立て

六　新たな事業の開始

七　預金保険法第七十四条第五項の規定による申出

（改正前）

（上場会社等の子会社の業務執行を決定する機関の決定に係る重要事実）

**第二十九条**　法第百六十六条第二項第五号チに規定する政令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　業務上の提携又は業務上の提携の解消

二　孫会社（子会社が支配する会社として内閣府令で定めるものをいう。次条第六号において同じ。）の異動を伴う株式又は持分の譲渡又は取得

三　固定資産の譲渡又は取得

四　営業又は事業の全部又は一部の休止又は廃止

五　破産、再生手続開始又は更生手続開始の申立て

六　新たな事業の開始

七　金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第六十八条の規定による申出

【平成13年1月4日 政令第4号】 （改正なし）

【平成12年12月27日 政令第548号】

（改正後）

（上場会社等の子会社の業務執行を決定する機関の決定に係る重要事実）

**第二十九条**　法第百六十六条第二項第五号チに規定する政令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　業務上の提携又は業務上の提携の解消

二　孫会社（子会社が支配する会社として内閣府令で定めるものをいう。次条第六号において同じ。）の異動を伴う株式又は持分の譲渡又は取得

三　固定資産の譲渡又は取得

四　営業又は事業の全部又は一部の休止又は廃止

五　破産、再生手続開始又は更生手続開始の申立て

六　新たな事業の開始

七　金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第六十八条の規定による申出

（改正前）

（上場会社等の子会社の業務執行を決定する機関の決定に係る重要事実）

**第二十九条**　法第百六十六条第二項第五号トに規定する政令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　業務上の提携又は業務上の提携の解消

二　孫会社（子会社が支配する会社として内閣府令で定めるものをいう。次条第六号において同じ。）の異動を伴う株式又は持分の譲渡又は取得

三　固定資産の譲渡又は取得

四　営業又は事業の全部又は一部の休止又は廃止

五　破産、再生手続開始又は更生手続開始の申立て

六　新たな事業の開始

七　金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第六十八条の規定による申出

【平成12年11月17日 政令第483号】 （改正なし）

【平成12年11月17日 政令第482号】 （改正なし）

【平成12年6月14日 政令第340号】

（改正後）

（上場会社等の子会社の業務執行を決定する機関の決定に係る重要事実）

**第二十九条**　法第百六十六条第二項第五号トに規定する政令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　業務上の提携又は業務上の提携の解消

二　孫会社（子会社が支配する会社として内閣府令で定めるものをいう。次条第六号において同じ。）の異動を伴う株式又は持分の譲渡又は取得

三　固定資産の譲渡又は取得

四　営業又は事業の全部又は一部の休止又は廃止

五　破産、再生手続開始又は更生手続開始の申立て

六　新たな事業の開始

七　金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第六十八条の規定による申出

（改正前）

（新設）